

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第47号

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年秋田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。